

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【公開番号】特開2009-126530(P2009-126530A)

【公開日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2007-301012(P2007-301012)

【国際特許分類】

B 6 5 D 63/16 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 63/16 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月11日(2009.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

枠体の中央部に形成される通し孔と、枠体の一側部に形成される第1の係止孔と、枠体の他側部に形成される第2の係止孔を、枠体に並列配置し、

枠体の第1の係止孔と通し孔とに挟まれる部分を第1の巻掛部とし、枠体の第2の係止孔と通し孔とに挟まれる部分を第2の巻掛部とする梱包用バンド留め具であって、

バンドの両端のそれぞれが枠体の下面側から通し孔に挿通されて上面側に繰り出し可能にされ、

バンドの通し孔から繰り出されて第1の巻掛部に巻掛られた一端が枠体の上面側から第1の係止孔に挿通されて下面側に繰り出し可能にされ、

バンドの通し孔から繰り出されて第2の巻掛部に巻掛けられた他端が枠体の上面側から第2の係止孔に挿通されて下面側に繰り出し可能にされ、

枠体に形成される通し孔と第1の係止孔と第2の係止孔の各孔が、長孔からなり、長孔の長手方向に沿うストレート部の両側にアール部を備え、ストレート部の孔形成面を平面とし、アール部の孔形成面を円弧面とするものであり、ストレート部の長さをバンドの帯幅寸法より小にし、当該孔に挿通されたバンドの帯幅方向の両側縁を両側のアール部に当接させてなる梱包用バンド留め具。

【請求項2】

前記通し孔がバンドの両端挿通用として共用される唯1個の通し孔からなる請求項1に記載の梱包用バンド留め具。

【請求項3】

前記枠体が厚紙からなる請求項1又は2に記載の梱包用バンド留め具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項1の発明は、枠体の中央部に形成される通し孔と、枠体の一側部に形成される第1の係止孔と、枠体の他側部に形成される第2の係止孔を、枠体に並列配置し、枠体の第

1の係止孔と通し孔とに挟まれる部分を第1の巻掛部とし、枠体の第2の係止孔と通し孔とに挟まれる部分を第2の巻掛部とする梱包用バンド留め具であって、バンドの両端のそれぞれが枠体の下面側から通し孔に挿通されて上面側に繰り出し可能にされ、バンドの通し孔から繰り出されて第1の巻掛部に巻掛られた一端が枠体の上面側から第1の係止孔に挿通されて下面側に繰り出し可能にされ、バンドの通し孔から繰り出されて第2の巻掛部に巻掛けられた他端が枠体の上面側から第2の係止孔に挿通されて下面側に繰り出し可能にされ、枠体に形成される通し孔と第1の係止孔と第2の係止孔の各孔が、長孔からなり、長孔の長手方向に沿うストレート部の両側にアール部を備え、ストレート部の孔形成面を平面とし、アール部の孔形成面を円弧面とするものであり、ストレート部の長さをバンドの帯幅寸法より小にし、当該孔に挿通されたバンドの帯幅方向の両側縁を両側のアール部に当接させてなるようにしたものである。